

— 京都大学法学部教育支援基金募集趣意書 —

京都大学大学院法学研究科・法学部は、明治32年の京都帝国大学法科大学開設以来、自由な発想と理論性を尊ぶ独自の学風をはぐくみ、幾多の研究成果を生み出すとともに数多くの有為の人材を輩出してきました。卒業生は、法学、政治学の勉学、また、教員、学友との議論を通じて修得した能力を活かし、官界、法曹界、経済界をはじめ、日本社会の様々な分野において、それぞれ指導的な地位にたって活躍しています。日本社会の国際化が進展し、それに伴って法的ルールの意義が高まりつつある現在、法学部教育を通じた人材の養成が今まで以上に強く求められており、本研究科としては、法学部教育の一層の充実を図るとともに、教育環境の整備、向上にも努めたいと考えています。

法科大学院設置以降、法学科目について基本的な内容を精選してカリキュラムを組み直し、結果として、やや削減の方向となりましたが、近時は、法曹以外についてもより高い法的能力の習得が望まれており、それに対応して、応用的科目の単位数を増加させたり、企業のご協力を得て、学術と実務を架橋する新科目を開設したりしてきました。今後は、これらに加え、外国人教員による科目の開発や、既存科目の授業方法の改善にも取り組む予定です。

幸いなことに、以上のような教育改革の一部については、平成25年度から国の特別な財政的援助を受けることとなりましたが、近時にける国立大学法人の財政は、ご承知のとおり、大変厳しいものであり、本研究科においても、平成16年の法人化以降、予算規模の縮小を余儀なくされてきました。今まで様々な経費節減に取り組んできましたが、書籍代金が増加するにもかかわらず、図書予算を減額せざるを得ず、又、平成26年度以降は教員数の削減を行わざるを得ない事態となっています。

このような状況下におきましても、上記のとおり、法学部教育の重要性は従来以上に大きなものとなっており、本研究科としては、法学部教育の充実をきわめて重要な課題であると考えています。教育内容の改革とともに、試験用六法の定期的購入、図書等の備品購入や学習環境の整備、さらには教員ポストの維持が必要なのですが、そのための資金確保は非常に困難な状況です。

資金確保のために、本研究科としても各種競争的資金への応募や経費節減努力を続ける所存ですが、それにも限界があり、平成26年度より京都大学法学部教育支援基金を設け、皆様方に募金のお願いをしております。上記の主旨をご理解いただき、ご高配いただけますと幸いです。

京都大学大学院法学研究科長
法学部長

潮見 佳男

募集要項

1. 募金の目的

「京都大学法学部教育支援基金」を設けて、京都大学法学部の教育内容の改善及び法学部生の学習環境の整備、その他法学部教育の充実を図ることを目的します。

2. 募金の目標額

毎年1千万円を目標とします。

3. 募金の対象・時期

- ・法学部生、新入生のご家族様には、毎年募集案内を行います。（新入生3月、在学生6月）
- ・企業・法人様等一般の皆様には随時、応募を受け入れます。

4. 寄附金額

1口1万円。（おおむね3口を目安にさせていただき、できるだけ多額のご協力をお願いいたします。）

5. 寄附の申込み方法

同封しております「払込取扱票」に、寄附いただけます「金額」と「氏名」「電話番号」「住所」「学生氏名」「京都大学への入学年次」を記入いただき、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付ATMによりお願いいたします。振込手数料はかかりません。

6. 募金の使途

募金の使途は次のとおりです。

- (1) 学生用図書、教材などの購入費用
- (2) 教室などの施設改修・維持管理費用
- (3) 学習用スペースの整備・維持管理費用
- (4) 学習補助者の雇入れ費用
- (5) その他法学部教育の充実に資する取組の費用

7. 寄附金の優遇措置

「京都大学法学部教育支援基金」へのご寄附に対しましては、法人税法、所得税法等による優遇措置を受けることができます。

- 所得税：所得税法第78条第2項第2号により、その年に支出した寄附金の額（総所得金額等の40%を上限とする）から2千円を引いた額を、所得税の課税所得から控除することができます。
- 住民税：京都府、京都市、大阪府、滋賀県にお住まいの方は、寄附金額（総所得金額等の30%を上限とする）に対して、税額控除が受けられます。
- 法人様のご寄附については、法人税法第37条第3項第2号により、寄附金の全額を損金算入することができます。

詳細につきましてはご寄附いただいた場合に後日送付いたします「寄附金領収証書」をご覧ください。

8. 問合せ先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学大学院法学研究科 研究科長秘書

TEL. 075-753-3100 FAX. 075-753-3290 E-mail: secretary@law.kyoto-u.ac.jp